



発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5 (砂防会館内)  
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664

編集・発行人 大場真弥  
印刷所 株式会社白橋印刷所

会員(定価1部100円) その他一般(定価1部150円)  
毎月1回15日発行

# 7月7日は川の日です。



標語は、平成16年に募集し、最優秀賞を受賞した有國遊雲くん(山口県南門市立鹿野中学校)の作品。  
ポスターは、平成17年に募集し、最優秀賞を受賞した福田豊成さん(大阪府柏原市立旭ヶ丘小学校)の作品。

**「河川愛護月間」「絵手紙」募集中!! 今すぐアクセス!**

詳しくは <http://www.mlth.go.jp/river/index.html>

## 7/1 ▶ 7/31 河川愛護月間

●主催：国土交通省／都道府県／市町村 ●後援：内閣府／日本放送協会／(社)日本新聞協会／(社)日本民間放送連盟 ●協賛：(社)日本河川協会／全国治水期成同盟会連合会／  
全国水防管理団体連合会／(社)建設広報協議会／(財)河川環境管理財団／(財)河川情報センター／(財)リバーフロント整備センター／(財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団／全国建設弘済協議会

# 提言「多自然川づくりへの展開」について

国土交通省河川局河川環境課  
課長補佐 原田 昌直

多自然型川づくりが始まって15年が経過し、治水機能と環境機能を調和させた川づくりが定着しつつある一方で、多自然型川づくりの中には、画一的な標準横断形で計画したり、河床や水際を単調にするなど課題の残る川づくりもまだ多く見られる。

このため、国土交通省は平成17年9月に「多自然型川づくり」レビュー委員会を設置し、これまで4回の委員会を開催し、平成18年5月に、提言「多自然川づくりへの展開」をいただいた。ここでは、その提言の概要を紹介する。

## 提言「多自然川づくりへの展開」の概要

### I 多自然型川づくりのこれまでの取り組み

建設省(当時)河川局は、平成2年に「『多自然型川づくり』の推進について」全国に通達した。これ以後、多自然型川づくりが、わが国において本格的に取り組まれることとなった。この通達における「多自然型川づくり」とは次のとおりである。

(「多自然型川づくり」実施要領 第二 定義)  
「多自然型川づくり」とは、河川が本来有している生物の良好な成育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する事業の実施をいう。

多自然型川づくりは、当初パイロット的に実施するモデル事業として位置づけられ、代表的な河川における先進的な取り組みとして行われた。

その内容は、自然石や空隙のあるコンクリートブロックを用いた低水護岸の工法を工夫する等、主に水際域の保全や復元を図るための個別箇所ごとの対応が中心であったが、現在では瀬や淵、河畔林等河川空間を構成する要素への配慮、河川全体を視野に入れた計画づくり、自然再生事業等における流域の視点からの川づくりへと、より広い視点からの取り組みも実践されるようになった(視点の広がり、～水際から流域へ～)。

また、平成9年には河川法が改正され、河川環境

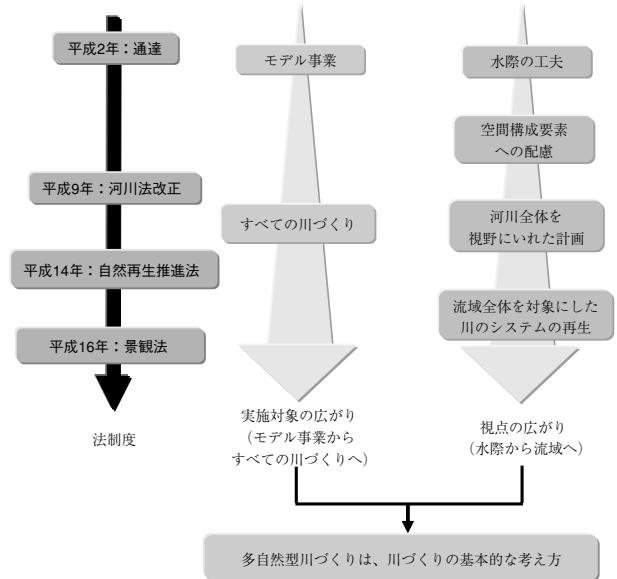


図1 多自然型川づくりの取り組みの流れ

の整備と保全が河川法の目的として明確になるとともに、河川砂防技術基準(案)において「河道は多自然型川づくりを基本として計画する」ことが位置づけられ、現在では多自然型川づくりはすべての川づくりにおいて実施されるようになってきた(実施対象の広がり、～モデル事業からすべての川づくりへ～)(図1)。

このように多自然型川づくりは、日本の川づくりを従前の治水・利水を中心とした川づくりから、治水・利水・環境を調和させる川づくりへと大きく転換させてきた。

また、この15年間には、河川法改正や自然再生推進法、景観法制定等の関連法制度の整備、河川生態学術研究会等を中心とした学際的な研究の進展、市民と行政の協働による川づくりの実践等、川づくりを進めるうえでの環境が整備されてきた。

### II 多自然型川づくりの現状

平成2年の通達以降、全国各地で様々な多自然型川づくりが行われてきた。調査によると平成3年度の多自然型川づくりの実施箇所は約600箇所であっ

たが、平成14年度においては約3,800箇所までに増加し、平成3年度から平成14年度までの総数は約28,000箇所までにまで及んでいる。平成14年度の河川工事全体約5,500箇所のうち約7割が多自然型川づくりで実施されている。

しかし、これらの川づくりの中には、多自然型川づくりの趣旨を踏まえたものとして評価されている事例がある一方で、画一的な標準横断形で計画したり、河床や水際を単調にすることにより、かえって河川環境の劣化が懸念されるような課題が残る川づくりも多く見られ、多自然型川づくりの成果は十分に満足できるものとなっていない(写真1、写真2)。

このような川づくりの現状の背景を探るため、川づくりの事例分析や現場担当者、河川工学・生態系の専門家、市民の意見の聴取を行うことにより、以下のような多自然型川づくりの課題が明らかになっ



写真1 護岸の植生に配慮して環境保全型ブロックを用いているが、標準断面による画一的な工事が行われ、河床部や水際部には工夫が見られない。



写真2 魚巢ブロックをとりつけたが、前面に州がついてしまって、魚巢ブロックの機能がなくなってしまった。

た。

- (1) 多自然型川づくりに対する関係者の認識
  - 多自然型川づくりとは何かということが共通認識となっていない
- (2) 多自然型川づくりの技術
  - ① 留意すべき事項を設計に活かす技術がない
  - ② 河川環境の評価ができておらず、川づくりの目標が明確になっていない
  - ③ 変化に対する環境の応答が十分科学的に解明されていない
- (3) 多自然型川づくりの制度・仕組み
  - ① 多自然型川づくりの現場担当者を支援するための仕組みが十分でない
  - ② 多自然型川づくりの評価の仕組みがない
  - ③ 多自然型川づくりの実施体制が不十分である
  - ④ 多自然型川づくりへの市民参加や関係者の連携が十分に行われていない
- (4) 多自然型川づくりの人材育成
  - 河川工学、生態学などの知識を備えた人材の育成体制が未整備

### Ⅲ これからの川づくり

これからの川づくりにおいては、多自然型川づくりの現状を踏まえ、まず課題の残る川づくりを解消するとともに、さらに川づくり全体の水準の向上を図ることが必要である。

#### (1) 多自然はすべての川づくりの基本

いまや多自然型川づくりは、あらゆる治水事業、利水事業や河川管理において実践されるべきすべての川づくりの基本であり、多自然型以外の別の型の川づくりというものはありえない。これからの川づくりを進めるにあたり、まずこのことを改めて現場に徹底することが必要である。多自然型川づくりは、特別なモデル事業であるかのような誤解を与える「型」から脱却し、普遍的な川づくりの姿としての「多自然川づくり」へと展開していくことが必要である。

#### (2) 課題の残る川づくりの解消

この多自然川づくりを推進していくためには、まず関係者の間で最低限留意すべき事項を再確認し、未だ「課題の残る川づくり」を解消していく取り組みが重要である。

#### (3) 川づくり全体の水準の向上

「課題の残る川づくりの解消」のための取り組みを早急に進めるとともに、多自然川づくりは以下の3つの方向性を目指すことを関係者の間で共通の認

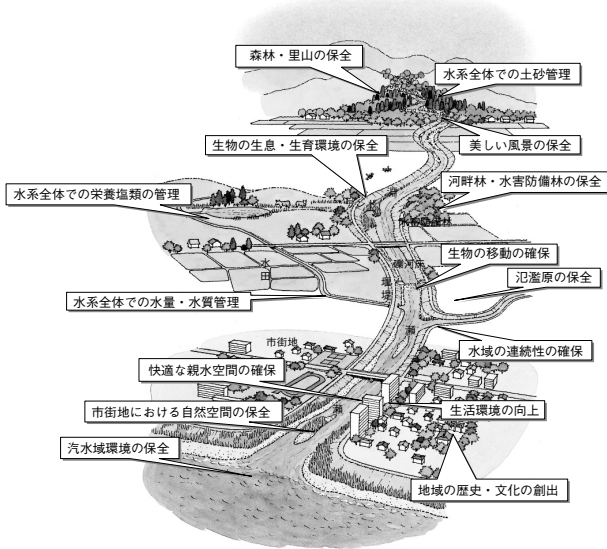


図2 今後の川づくりの視点

識とし、川づくり全体の水準のさらなる向上に向けた幅広い視点からの取り組みを実施していくことが必要である(図2)。

- ① 個別箇所の多自然から河川全体の自然の営みを視野に入れた多自然へ
  - ② 地域の暮らしや歴史・文化と結びついた川づくりへ
  - ③ 河川管理全般を視野に入れた多自然川づくりへ(川づくりは工事が完了した時点で終わるのではなく、その後の出水や自然環境の変化等、常に川の状態を監視し順応的に管理していくことが重要。)
- (4) 多自然川づくりとは

これからの川づくりである「多自然川づくり」は、前述の3つの事項(①個別箇所の多自然から河川全体の多自然へ、②地域の暮らしや歴史・文化と結びついた川づくりへ、③河川管理全般を視野に入れた多自然川づくりへ)を踏まえ、次のとおりとする。

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために、河川の管理を行うこと。

【これからの川づくりの名称について】

多自然型川づくりが水際の工夫等の工事における局所的な生態系に対する配慮から始まった経緯のために、そのようなイメージが付きまとい、河川全体、河川管理全般を念頭に置いたこれからの川づくりを進めるためには、それらの内容をイメージさせる別の名称を考えた方が良いという考え方もある。

しかし、多自然型川づくりは評価されている事例がある一方、種々の課題があるという現状を残したまま、これまでの取り組みをリセットしゼロから始めるということではなく、多自然型川づくりを源流とする川づくりを発展させていくというメッセージを、現場をはじめ関係者に伝えることが出来るように、多自然という名称を残すこととした。

IV 今後の多自然川づくり推進のための具体的施策

今後は、この目指すべき川づくりを推進するため、次の2つの施策を組み合わせる展開していくことが必要である。

- (1) 課題の残る川づくりを解消するための施策
  - まず「課題の残る川づくりの解消」を目指して、現在までの知見や技術が現場において十分に活用されるような施策を進め、早急に成果を得るように努める。
    - ① 多自然川づくりの既往の知見のとりまとめ
    - ② 多自然川づくりの技術的支援の実施
    - ③ 多自然川づくりの評価体制の構築
    - ④ 多自然川づくりの実施体制の見直し
    - ⑤ 市民の積極的な参画や多様な連携の仕組みの構築
    - ⑥ 多自然川づくりの普及
    - ⑦ 多自然川づくりを推進するための人材育成
- (2) 川づくり全体の水準を向上させるための施策
  - さらに川づくり全体の水準を向上させるため、中長期的に解決すべき課題も含めて、技術的な検討や仕組みづくりに取り組む施策を展開する。
    - ① 多自然川づくりの計画・設計技術の向上
    - ② 多自然川づくりの河川管理技術の向上
    - ③ 河川環境のモニタリング手法と川づくりの目標設定手法の確立
    - ④ 変化に対する環境の応答の科学的な解明

# 河川愛護月間の実施について

## ～川が好き 川にうつった 空も好き～

国土交通省河川局治水課

河川は、私達の生活にうるおいとやすらぎを与えてくれる貴重な水と緑の空間であり、良好な河川空間について国民の関心はますます高くなっています。

国土交通省では、河川が地域住民の共有財産であるという認識の下に、河川についての理解と関心を深め、地域住民、市民団体や関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進するとともに、河川愛護意識が広く国民の間で醸成されることを目的とし、7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。

本年度も、各地方整備局、都道府県、市町村等が主体となって、地域住民、河川愛護団体、関係行政機関等の協力を得て、「川が好き 川にうつった 空も好き」(平成16年「河川愛護月間」推進標語募集、最優秀賞作品)を推進標語として、河川愛護運動を

積極的に展開することとしています。

月間中は、ポスター、ちらし等による広報活動をはじめ、全国各地で、河川のクリーン作戦、絵画・作文等のコンクール等地域の実情に応じた多様な活動を積極的に実施することとしています。

特に、各地域において地域住民、市民団体等との河川のふれあい点検、水面利用・川下り、川の指導者等の人材育成の支援、河川に関する地域住民、市民団体等とのコミュニケーションの充実等を実施することとしています(別紙1)。

また、今年は、これらの活動に加え、河川愛護月間の推進特別事業として絵手紙の募集を行うこととしております(別紙2)。

これらのイベントに、一人でも多くの方が参加され、河川愛護運動の主旨をご理解いただき、一層のご協力をお願いいたします。

別紙1

## 平成18年度「河川愛護月間」実施要綱

### 1. 目的

この運動は、身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とする。

### 2. 期間

平成18年7月1日(土)から7月31日(月)まで

### 3. 主催

国土交通省、都道府県、市町村

### 4. 後援

内閣府、日本放送協会、(社)日本新聞協会、(社)日本民間放送連盟

### 5. 協賛

(社)日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、全国水防管理団体連合会、(社)建設広報協議会、(財)河川

環境管理財団、(財)河川情報センター、(財)リバーフロント整備センター、(財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団、全国建設弘済協議会

### 6. 運動の重点

- ・地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生
- ・地域社会と河川との関わりの再構築
- ・河川愛護意識の醸成
- ・河川の適切な利用の推進

### 7. 推進標語

「川が好き 川にうつった 空も好き」  
(平成16年「河川愛護月間」推進標語募集、最優秀賞作品)

### 8. 実施要領

河川管理者は、地域住民、市民団体、関係行政機関等と協力し、この月間中に、河川愛護の意識が広く国民の間で醸成されるよう、次に掲げる活動及び地域の実情に応じた多様な活動を積極的に展開する

ものとする。

(1) 地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生

イ. 良好な河川環境の保全・再生

良好な河川環境を保全・再生するため、地域住民、市民団体等が主体となって行う河川環境の保全・再生等に関する活動を積極的に支援する。

ロ. 河川の美化

月間中に「川のクリーン作戦」等を企画し、河川に関わる市民団体、町内会、関係行政機関等と協力しつつ河川美化を推進する活動を行うとともに、堤防、河川敷等に廃棄されたゴミの一斉清掃等を行う。

(2) 地域社会と河川との関わりの再構築

イ. 地域住民、市民団体等と協力した河川の点検等

すべての人々が親しみやすい河川空間にするため、地域住民、市民団体等と河川管理者が協力して、川へのアクセスや利用について点検する機会を設け、今後の川づくりに反映させる。

ロ. 水面の利用、川下り等

多くの河川で、カヌー、ボート、イカダ等による河川の水面利用が行われるようになっていく。地域住民、市民団体等による河川の水面利用を体験する活動を支援するとともに、河川の水面利用の安全点検を河川利用者と河川管理者が協力して行う。

ハ. 川の指導者等の人材育成の支援

川に対する基本的な知識、川での様々な遊び、地域の歴史・文化等を教えることのできる「川の指導者」等の人材を育成し、それぞれの地域で子どもに対して川での遊び方を教える活動等を支援する。

ニ. 河川に関する地域住民等とのコミュニケーションの充実

河川は、地域の水循環の主軸で、地域の文化、風土等とのつながりを有している。このため、川や流域における「川の365日」の情報の積極的な提供に努め、関係機関や地域住民、市民団体等とのコミュニケーションの充実を図る。

(3) 河川愛護意識の醸成

イ. 河川についての広報活動の実施

報道関係機関等の協力を得て、積極的に河川に関する広報活動を行う。

広報誌、折り込み、スライド、ポスター、ステッカー等を活用し、この月間の趣旨の地域住民、市民団体、河川利用者等への浸透を図る。

ロ. 河川愛護団体への支援等

河川愛護団体への支援に努め、必要に応じて表彰等の措置を講じ、河川愛護意識の醸成を図る。

なお、みどりの愛護功労者国土交通大臣表彰に推薦されるよう積極的に努めるものとする。

ハ. 各種イベントの開催

7月7日が「川の日」であることも踏まえ、「川の日」と連携した講演会、シンポジウム等を積極的に開催するほか、河川に関する写真、絵画、作文のコンクールを開催し、優秀作品は表彰、展示を行う等により、河川愛護意識の醸成を図る。

(4) 河川の適切な利用の推進

イ. 関係行政機関が共同して河川のパトロールを実施する等、河川利用者等に対し河川の適切な利用に関する指導等を行う。

ロ. 地域において、住民の日常的な河川空間の利用が促進され、地域づくり、まちづくりにおいて活かされるよう関係機関との連携の強化を図る。



昨年度の実施例から

## 別紙2

## 「河川愛護月間」“絵手紙”(はがきに描く絵と文章) 募集要領

## 1. 目的

「河川愛護月間(7月1日～7月31日)」における広報活動の一環として、平成16年度より同月間推進特別事業として平成16年度は標語、平成17年度はポスターを募集しましたが、平成18年度においては、川に対する思い出や思いを描いた絵と文章を組み合わせた“絵手紙”を小学生・中学生・高校生より募集し、優秀な作品を平成19年度の河川愛護月間広報チラシ等として広く配布し、より河川愛護意識の高揚を図ることとします。

## 2. 応募方法

- ① 募集内容：一枚のはがきに川に対する思い出や思い、イメージを絵と文章で組み合わせ描いた“絵手紙”を作成して下さい。  
デザイン・彩色・画材は自由です。ただし、写真を除く。
- ② 応募資格：全国の小学生・中学生・高校生(一人一作品とします。)
- ③ サ イ ズ：官製はがきサイズ
- ④ 応募方法：作品の裏に、氏名・住所・電話番号・学校名・学年をご記入の上、封書にて応募して下さい。  
(住所・氏名・学校名には必ずふりがなをつけて下さい。)  
※個人情報保護法に遵守します。

⑤ 応募期間：平成18年9月22日(金)まで(当日必着)

⑥ 応募上の注意

- 応募作品の使用・著作権は、国土交通省に帰属します。
- 応募作品は、未発表のオリジナル作品に限ります。
- 応募作品は、返却致しません。

## 3. 審査員

審査員は、水環境の専門家、マスコミ関係者、美術の専門家等で構成する予定です。

## 4. 発表方法

10月に決定後、入賞者には直接通知するとともに、機関誌等に掲載します。

## 5. 作品使用

優秀作品は、平成19年度「河川愛護月間」のチラシ等で使用するほか、「河川愛護月間」の推進に幅広く活用します。

また、優秀作品を集めた絵手紙集を作成する予定です。

## 6. 賞

最優秀賞1点、他に優秀賞、優良賞数点

## 7. 表彰

主催者である国土交通省から賞状を、協賛団体から副賞を贈呈します。

## ○送付先

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3  
国土交通省河川局治水課内 「河川愛護月間」  
絵手紙募集係 行

## ○問い合わせ先

国土交通省河川局治水課総務係  
菊地・小泉 03-5253-8111 (内線 35523)

※詳しくは、

<http://www.mlit.go.jp/river/index.html> まで



主催：国土交通省

協賛：(社)建設広報協議会/(社)日本河川協会/(財)河川情報センター/  
(財)河川環境管理財団/(財)リバーフロント整備センター

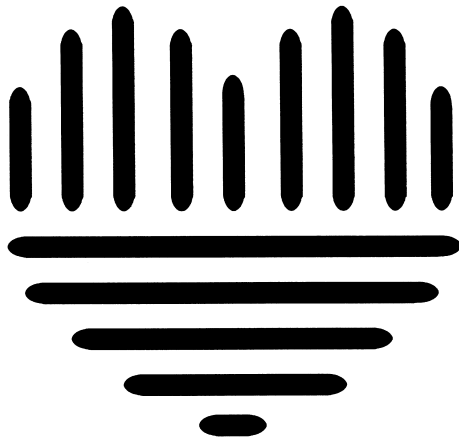
# 森と湖に親しむ旬間

国土交通省河川局河川環境課

## • 呼びかけ統一標語

- ふれあいさわやか 森と湖
- もう一つ ふるさと見つけた 森と湖
- さわやかな 心のオアシス 森と湖

## • 統一シンボルマーク



国土交通省及び林野庁は、毎年7月21日から31日までを「森と湖に親しむ旬間」として定めています。

この旬間は、昭和62年度より開始され、国民のみなさんに森林や湖に親しむことにより、心と体をリフレッシュしながら、森林やダム等の重要性について理解していただくことを目的としています。

本年度も旬間中は、国土交通省、林野庁、都道府県、市町村等が主催者となり、全国各地の管理ダムを中心として、ダム堤体内、発電所、水源林の見学会やコンサート、各種イベント等が実施されるほか、ポスター、チラシ等により広報活動を展開していきます。

その中の代表行事として7月29日から30日にかけて長島ダム(静岡県)において全国行事「全国森と湖に親しむつどい」が実施されます。この行事の内容としては、各種イベントや記念式典、森林と川に関するシンポジウム等を予定しています。こうした機会を通じて、森林やダム等の重要性へのご理解をより一層深めていただければと考えます。

以下に本旬間の実施要綱及び全国行事の概要を紹介いたします。

## 平成18年度「森と湖に親しむ旬間」実施要綱

### 1. 目的

国民に森と湖に親しむ機会を提供することによって、参加者の心身をリフレッシュし、明日への活力を養うとともに、森林やダム、河川等の重要性について、国民の関心を高め、理解を深めることを目的とする。

### 2. 期間

平成18年7月21日(金)から7月31日(月)

### 3. 主催

国土交通省、林野庁、都道府県、市町村

### 4. 後援(予定)

内閣府、水資源機構、緑資源機構、日本放送協会、(社)日本新聞協会、(社)日本民間放送連盟

### 5. 行事等の実施主体等

#### (1) 実施主体

各地方公共団体、マスコミ関係機関、民間企

業等の主催により実施されるよう調整する。

全国行事は、民間企業等の協力を得て「森と湖に親しむ旬間全国行事実行委員会」(会長：静岡県知事)の主催により実施する。

#### (2) 実施場所

全国各地の森林、すべての管理中のダム(国、機構、都道府県)及び可能な限り多くの利水ダムにおいて行うことを目標とする。

また、全国行事として、「全国森と湖に親しむつどい」を長島ダム(静岡県榛原郡川根本町)及び周辺地域において実施する。

### 6. 実施内容等

#### (1) 行事主体の統一テーマ

『育てよう、豊かな森と湖のみらいを』

水と緑に恵まれた自然豊かな森と湖に集い、自然環境に親しみ、人と人との交流を深め、や



すらぎやうるおいを感じてもらふことを通して森と湖の大切さを理解することを目的に、この統一テーマのもと、全国各地の水源地において各種行事、広報活動等を実施する。

## (2) 実施内容

- ア. 森林、ダム、湖沼の美しさ、快適さを享受するための行事等の実施
- イ. 森林、ダム、湖沼に対する理解、関心を深めるための行事等の実施
- ウ. 森と湖のある上流水源地域住民と下流都市地域住民との交流
- エ. 広報活動の推進
- オ. その他

## 7. 協賛(予定)

(社)日本河川協会、(財)国土技術研究センター、(財)河川情報センター、(財)河川環境管理財団、(財)日本ダム協会、(社)ダム・堰施設技術協会、(財)ダム技術センター、(財)ダム水源地環境整備センター、全国治水期成同盟会連合会、(社)全国治水砂防協会、(社)建設広報協議会、全国建設弘済協議会、(社)国土緑化推進機構、(社)日本治山治水協会、全国森林組合連合会、(社)全国森林土木建設業協会、(社)日本林業技術協会、(社)日本林業協会、(社)日本林業土木連合協会、(財)林業土木コンサルタンツ、(財)林野弘済会

## 平成18年度 全国行事の概要

「森と湖に親しむ旬間」における全国行事は、昭和62年度の川治ダムを最初に、全国の管理ダムにおいて順次実施しており、今回で20回目を迎えます。

今年度は、長島ダム周辺で行われますので、以下にその概要を紹介いたします。

## 平成18年度 全国森と湖に親しむつどい

『森と湖に親しむつどい2006

奥大井接岨湖フェスティバル』

1. 会場 長島ダム(静岡県榛原郡川根本町)及び周辺地区  
左岸四季彩公園、右岸大樽広場 他
2. 開催日 平成18年7月29日(土)～30日(日)
3. 主要行事 (以下の行事は予定であり、今後変更されることがあります。)

## ●シンポジウム

「森と湖に親しむ旬間全国行事シンポジウム」

- ・日時 7月29日(土)13:00～16:30
- ・場所 川根本町文化会館(静岡県榛原郡川根本町)

○第一部(13:00～14:20)

大井川もりみず守り隊子供フォーラム

○第二部(14:30～16:30)

パネルディスカッション

## ●長島ダム及び周辺地区イベント

- ・日時 7月29日(土)～30日(日)

- ・場所 長島ダム及び周辺地区

・主な行事

○長島ダム左岸メインステージ(ふれあい館駐車場)

- ・29日・30日

オープニング記念式典(29日のみ)、森の音楽祭、キャラクターショー、物産展、森と湖のフォトコンテスト、森と水のシンフォニー(29日のみ)等

○長島ダム右岸大樽広場(あそびの森)

- ・29日・30日

流木アート展、森のウォーターパーク

○長島ダム左岸四季彩公園(体験広場)

- ・29日・30日

森のキッチン、森の工作教室、静岡のお茶おもてなし処

○長島ダム天端道路(わくわくストリート)

- ・29日・30日

物産展

○上流ダム湖平田地区

- ・29日・30日

ダム湖でラジコン、接岨湖クルージングツアー等

その他、全国各地の管理ダムで、様々なイベントが開催されます。ぜひ、最寄りの管理ダムで行われる各種行事に参加し、森林やダム等の重要性について、より一層の理解を深めていただきたいと思います。なお、全国各地で予定される行事につきましては、追って国土交通省のホームページに掲載する予定です。

# 「川の日」 フォーラム みんなで育む川とまち ～歴史・文化・自然 ゆたかな川～

川はその地域や人々の暮らしと密接に関わり、豊かな文化や歴史を育んできました。しかし生活様式の変化や防災に重点をおいた川づくりなどにより、川と人との関わりが薄れてしまいました。近年人々は、心の豊かさや精神的なやすらぎを望み、川にも「癒しの場」「身近な自然空間」「ふれあいの場」としての機能を求めています。川の特長や歴史・文化などを活かしたまちづくりも重要視されるようになってきました。今年の「川の日」フォーラムでは、市民や行政など地域が一体となって、みんなでいかに豊かな川とまちを育むかを考えていきます。



「川の日」制定  
10周年

7月7日は「川の日」です

- 日 時 2006年 7月8日(土)  
13:30～16:00 (予定) (受付12:30～)
- 会 場 東京・津田ホール
- 入場料 無料
- パネルディスカッション出演者 (順不同・敬称略)



パネリスト  
**陣内 秀信**  
(しんない・ひでのぶ)  
法政大学工学部教授



パネリスト  
**山本 一力**  
(やまもと・いちりき)  
作家



パネリスト  
**中村 英雄**  
(なかむら・ひでお)  
NPO法人  
新町川を守る会理事長



パネリスト  
**マリ・クリスティーヌ**  
異文化コミュニケーター



パネリスト  
**渡辺 和足**  
(わたなべ・わたる)  
国土交通省河川局長



コーディネーター  
**吉村 秀實**  
(よしむら・ひでみ)  
ジャーナリスト・元NHK解説主幹

- 主 催 「川の日」実行委員会
- 後 援 国土交通省・内閣府・(独)水資源機構・日本下水道事業団・全国知事会  
全国市長会・全国町村会・全国都道府県議会議員会・全国市議会議員会  
全国町村議会議員会・東京都・(社)土木学会・(社)砂防学会・(社)建設広報協議会  
電気事業連合会・(社)日本新聞協会・日本放送協会・全国地方新聞社連合会

詳しい情報は (社)日本河川協会のホームページ <http://www.japanriver.or.jp/kawanohi/2006/> でご覧になれます。